

第29回 京都市自殺総合対策連絡会 次第

日 時：令和6年3月18日（月）

10時00分～11時30分

会 場：職員会館かもがわ 大多目的室

1 開会の挨拶 【10時00分】

2 議題

（1）本市における自殺の状況及び自殺対策に係る取組について 【10時07分】

ア 自殺の状況

イ 令和5年度の自殺対策の取組

（2）その他 【10時54分】

＜配布資料＞

- 座席表
- 出席者名簿
- 京都市自殺総合対策連絡会設置要綱

＜資 料＞

- 資料1 京都市における自殺の状況について
- 資料2 令和5年度 京都市における自殺対策の取組について
- 資料3 国におけるこどもの自殺対策の方針

第29回京都市自殺総合対策連絡会

令和6年3月18日（月）

市民公募委員
芦田 光一

会 長
京都大学大学院
教授 中山 健夫

保健福祉局
健康長寿のまち・京都推進室
健康長寿企画課
地域包括ケア推進担当課長
岡 克彦

京都市PTA連絡協議会
大宅中学校PTA
会 長 戌亥 慎吾

京都市保健協議会連合会
副会長 多田 雅純

京都市社会福祉協議会
参加支援部
部 長 前田 えり子

京都産業保健総合支援センター
副所長 小見 伸雄

（公社）京都府看護協会
常任理事 乾 啓子

京都弁護士会
人権擁護委員会
委 員 山口 亮

京都司法書士会
セーフコミュニティ支援委員会
副委員長 浅井 健

京都府警察本部
人身安全対策課
警部補 尾崎 真治

左京区役所保健福祉センター
子どもはぐくみ室長
舩橋 律夫

教育委員会 指導部 生徒指導課
担当課長 戸田 晃司

京都市中学校長会
京都市立栗陵中学校
校 長 石田 裕之

（一社）京都府臨床心理士会
産業部局
副会長 近藤 裕子

（福）京都いのちの電話
事務局長 中瀬 真弓

認定NPO法人
京都自死・自殺相談センター
理 事 廣谷 ゆみ子

オブザーバー
上木 紀介

障害保健福祉推進室
施設福祉課長 北垣 政治

（事務局）

（敬称略）

こころの健康増進センター
相談援助課係長
善波 順子

こころの健康増進センター
相談援助課長
山田 晴美

こころの健康増進センター
所 長 香月 晶

障害保健福祉推進室
室 長 徳永 博己

（事務局）

こころの健康増進センター
相談援助課
上田 遥香

障害保健福祉推進室
精神保健福祉係係長
芝 和樹

障害保健福祉推進室
奈良井 梓

障害保健福祉推進室
吉田 麻美

入
口

入
口

第 2 9 回京都市自殺総合対策連絡会 出席者名簿

令和 6 年 3 月 1 8 日（月）

区分	機関・団体等	職名	氏名
学識経験者	京都大学大学院 医学研究科 健康情報学	教授	中山 健夫
市民公募委員	—	—	芦田 光一
地域	京都市 P T A 連絡協議会	大宅中学校 P T A 会長	戌亥 慎吾
	京都市保健協議会連合会	副会長	多田 雅純
	京都市社会福祉協議会 参加支援部	部長	前田 えり子
教育機関	京都市立中学校長会	京都市立栗陵中学校 校長	石田 裕之
企業・職場	独立行政法人 労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター	副所長	小見 伸雄
保健医療機関等	（公社）京都府看護協会	常任理事	乾 啓子
司法等	京都弁護士会 人権擁護委員会	委員	山口 亮
	京都司法書士会 セーフコミュニティ支援委員会	副委員長	浅井 健
	京都府警察本部 人身安全対策課	警部補	尾崎 真治
関係団体等	（福）京都いのちの電話	事務局長	中瀬 真弓
	（一社）京都府臨床心理士会 産業部局	理事	近藤 裕子
	認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター	理事	廣谷 ゆみ子
京都市	教育委員会 指導部 生徒指導課	担当課長	戸田 晃司
	左京区役所保健福祉センター	子どもはぐくみ室長	舩橋 律夫
	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	地域包括ケア推進担当課長	岡 克彦
	京都市こころの健康増進センター （事務局）	所長	香月 晶
		相談援助課長	山田 晴美
		相談援助係長	善波 順子
		係員	上田 遥香
	保健福祉局 障害保健福祉推進室 （事務局）	室長	徳永 博己
		施設福祉課長	北垣 政治
		精神保健福祉係長	芝 和樹
		係員	奈良井 梓
		係員	吉田 麻美
	オブザーバー		上木 紀介

（敬称略）

京都市自殺総合対策連絡会設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法を踏まえ、行政や関係機関・団体が連携共同し、総合的な自殺対策を推進し、「すべての市民が心身ともに健やかにくらせるまち京都」を実現するため、「京都市自殺総合対策連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺総合対策の検討に関すること
- (2) 自殺総合対策推進のための情報交換及び連携協力に関すること
- (3) その他自殺総合対策の推進に関すること

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

2 学識経験者及び公募により参加した市民委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、構成団体等の中から互選によって定める。
- 3 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成団体等の中から会長の指名により選出する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要がある時は、連絡会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 連絡会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、会長が別に定める。
- 3 ワーキンググループは、自殺対策に関する具体的な検討や連絡会に付議する事案の調整を行う。
- 4 ワーキンググループは、検討結果を連絡会に報告する。
- 5 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループ構成員の互選により選任する。
- 6 座長は、ワーキンググループを代表し、その事務を総括し、会議の議長となる。
- 7 ワーキンググループは、必要に応じ座長が招集する。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は保健福祉局障害保健福祉推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年11月5日から施行する。

この要綱は平成 21 年 12 月 25 日から施行する。
この要綱は平成 22 年 7 月 6 日から施行する。
この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 24 年 9 月 10 日から施行する。
この要綱は平成 25 年 9 月 9 日から施行する。
この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 29 年 5 月 8 日から施行する。
この要綱は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この要綱は令和 元年 5 月 1 日から施行する。

(別表)

京都市自殺総合対策連絡会 構成機関・団体等

機関・団体等		
学識経験者		
市民公募委員		
団 体 ・ 機 関 の 代 表	地 域	京都市PTA連絡協議会
		京都市保健協議会連合会
		(一社) 京都市老人クラブ連合会
		(福) 京都市社会福祉協議会
	教育機関	京都市小学校長会
		京都市立中学校長会
		京都府私立中学高等学校連合会
	企業・職場	京都商工会議所
		京都労働局労働基準部
		独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
	保健医療機関等	(一社) 京都府医師会
		(公社) 京都府看護協会
	司法等	京都弁護士会
		京都司法書士会
		京都府警察本部
	関係団体等	(福) 京都いのちの電話
		こころのカフェきょうと (自死遺族サポートチーム)
		(一社) 京都府臨床心理士会
		認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター
		学生団体SMILE
	京都市	教育委員会 指導部生徒指導課 体育健康教育室
		保健福祉センター
		保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
	事務局	保健福祉局こころの健康増進センター
		保健福祉局障害保健福祉推進室

<参考> 自殺の統計について

自殺の統計には警察庁「自殺統計」と厚生労働省「人口動態統計」がある。

1 警察庁「自殺統計」

警察庁「自殺統計」は、国内の総人口（日本に在住する外国人を含む。）を対象として、自殺死体発見時点（正確には認知時点）での発見地を基に計上している。捜査等によって、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

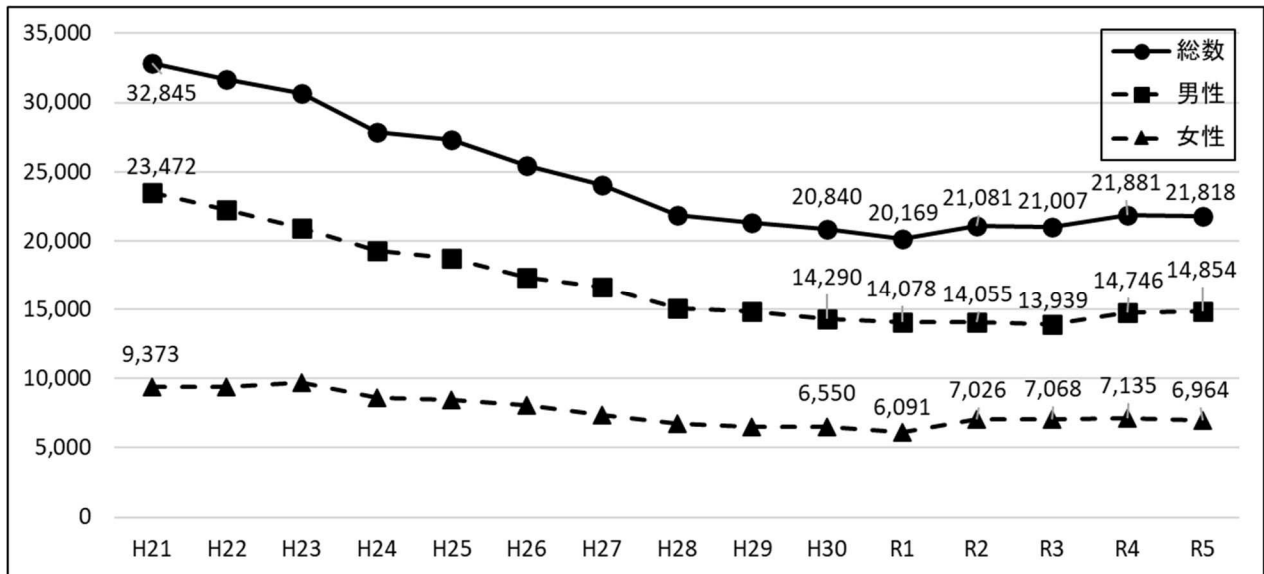
2 厚生労働省「人口動態統計」

厚生労働省「人口動態統計」は、国内の日本人を対象とし、死亡時点での住所地を基に計上している。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合は、遡って自殺に計上している。

1 警察庁統計に基づく自殺の状況について（R5は暫定値）

（1）全国の自殺者数の推移

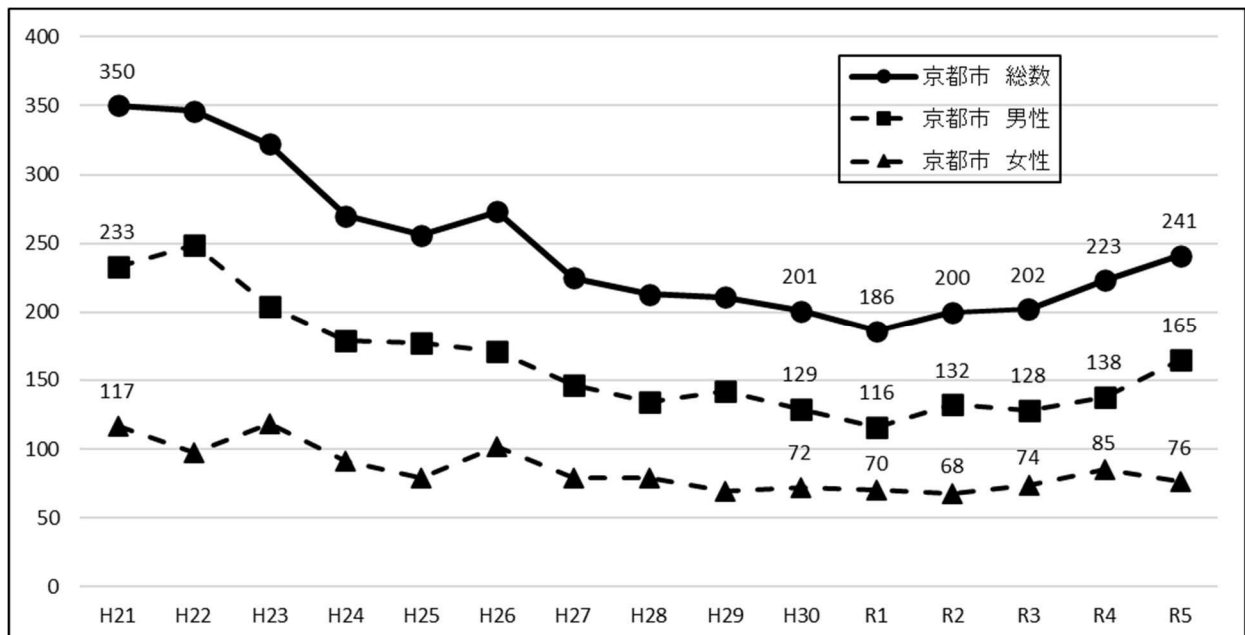
（単位：人）



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

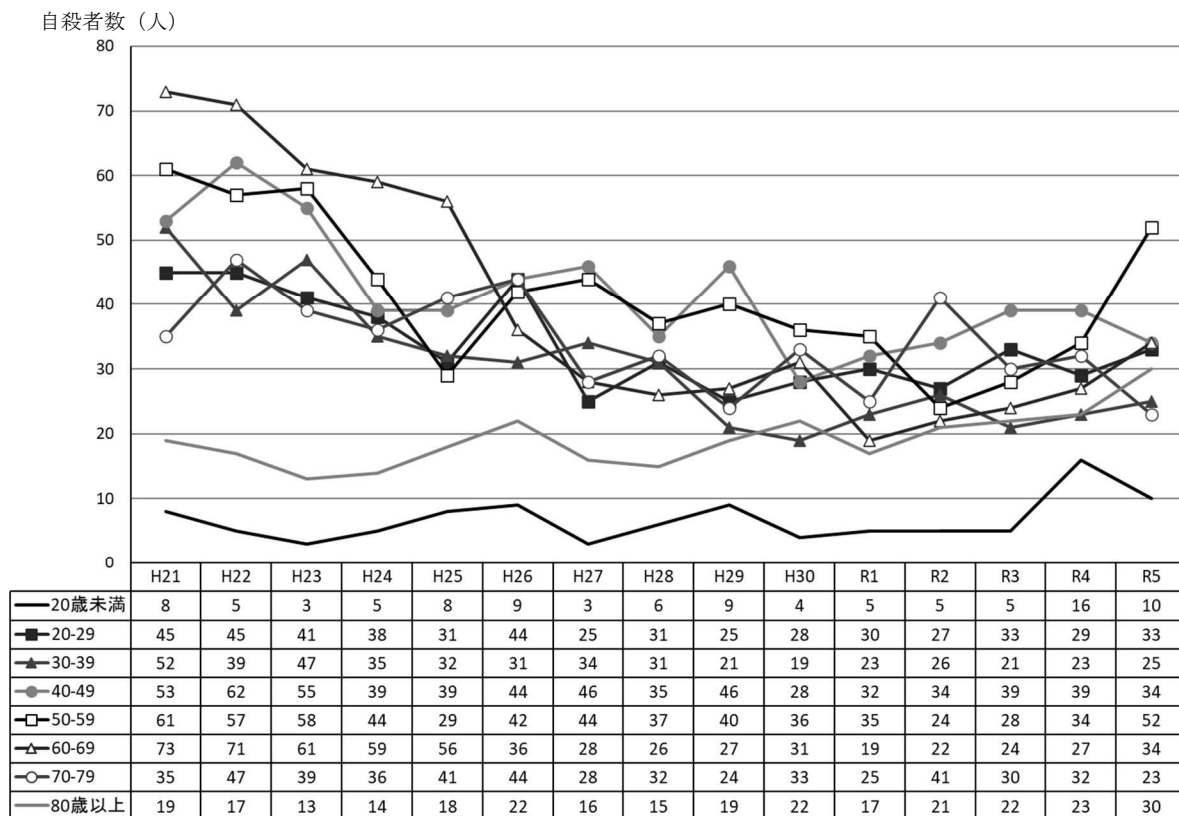
（2）本市の自殺者数の推移

（単位：人）



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

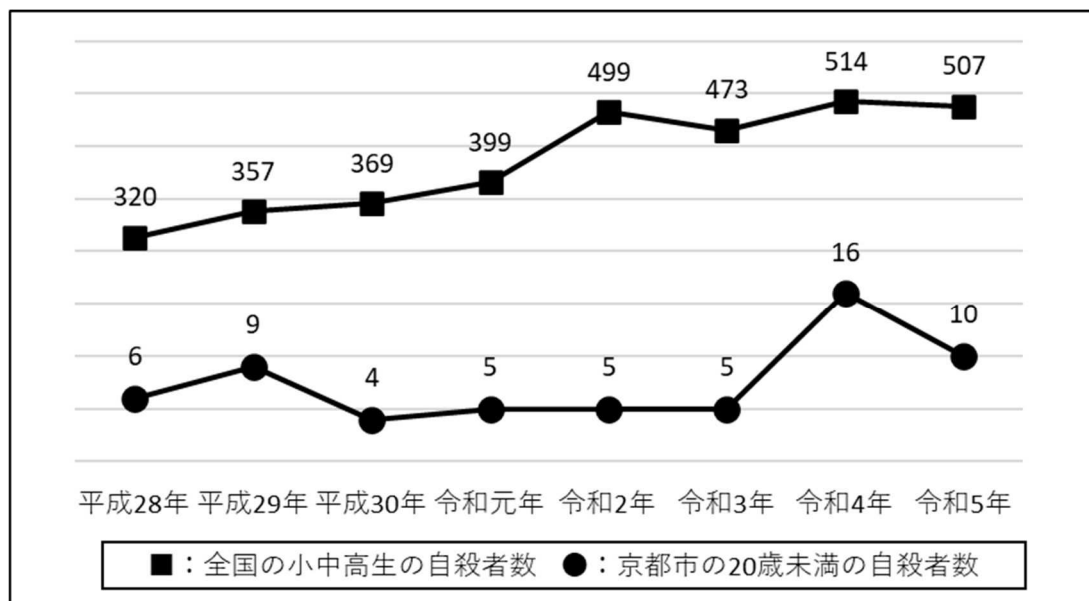
(3) 本市の年齢別自殺者数の推移



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」B8 表（市町村・発見日・発見地）から作成。

(4) こどもの自殺者数の推移

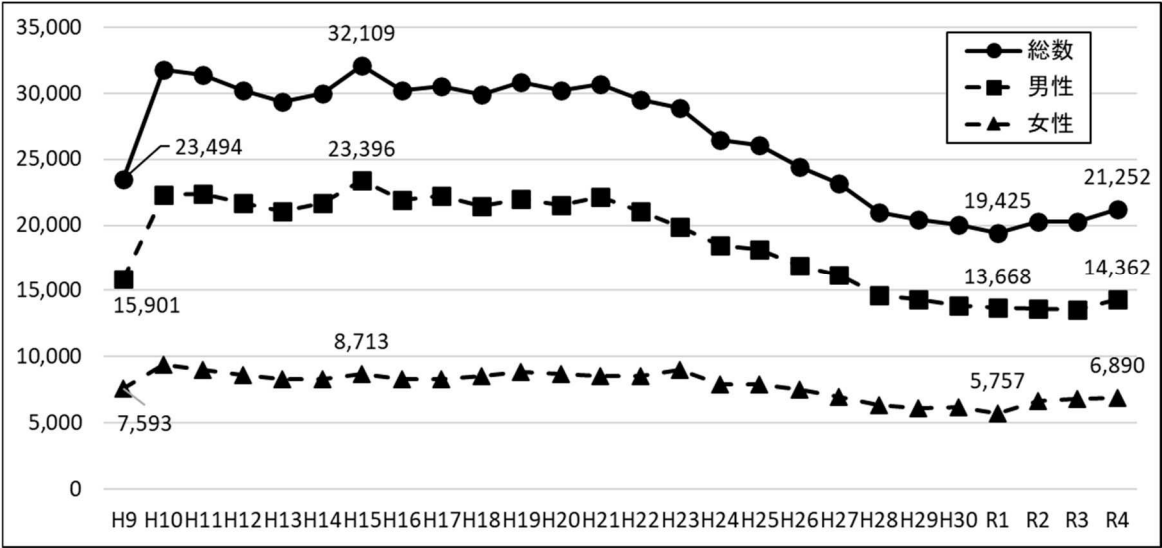
※京都市の小中高生の自殺者数の公表データがないため、近似値として 20 歳未満の自殺者数を比較したもの。



※厚労省 HP「地域における自殺の基礎資料」から作成。

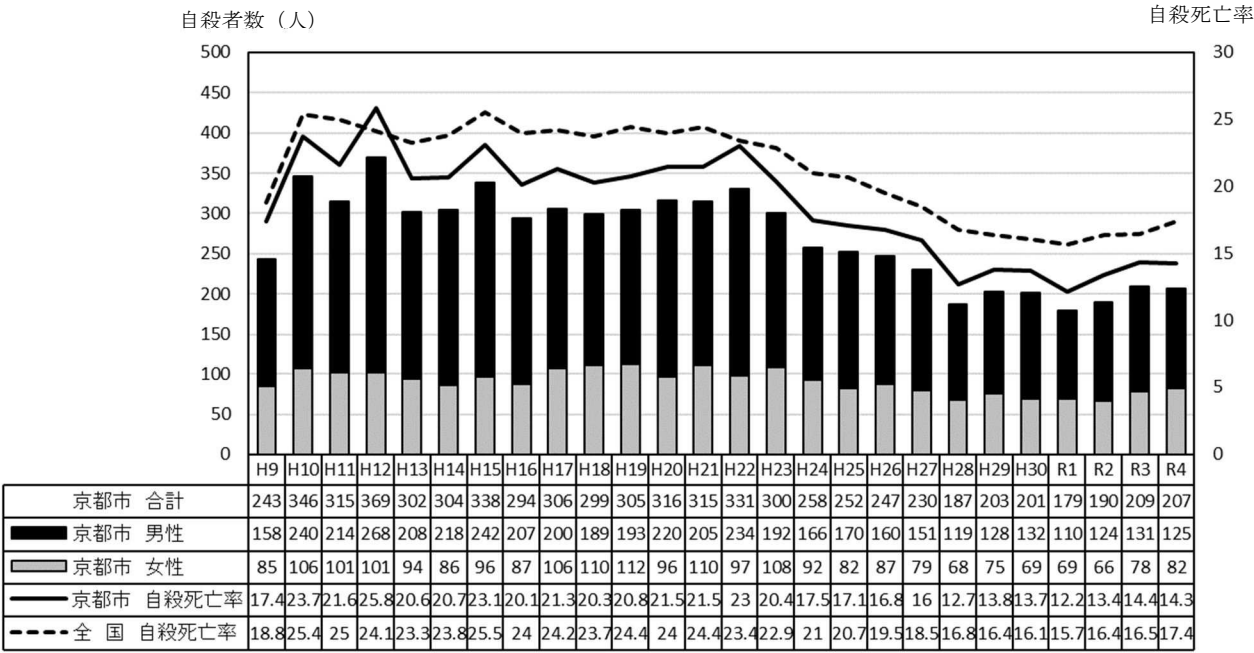
2 人口動態統計による自殺の状況について（R 4 までの推移）

（1） 全国の自殺者数の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計」から作成。

（2） 本市の自殺者数及び自殺死亡率（10 万人対の自殺者数）の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計」から作成。

(3) 指定都市における自殺死亡率の推移

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
1	岡山市 (11.2)	京都市 (12.2)	岡山市 (12.8)	熊本市 (12.6)	岡山市 (12.0)
2	熊本市 (11.5)	仙台市 (12.7)	京都市 (13.4)	川崎市 (13.2)	さいたま市 (13.8)
3	広島市 (12.2)	熊本市 (13.0)	浜松市 (13.7)	浜松市 (13.3)	広島市 (14.1)
4	名古屋市 (12.8)	さいたま市 (13.0)	広島市 (14.1)	静岡市 (13.6)	京都市 (14.3)
5	横浜市 (12.9)	川崎市 (13.0)	静岡市 (14.5)	さいたま市 (14.3)	横浜市 (14.8)
6	相模原市 (13.1)	横浜市 (13.1)	新潟市 (14.8)	京都市 (14.4)	浜松市 (15.4)
7	さいたま市 (13.3)	名古屋市 (13.1)	さいたま市 (14.8)	名古屋市 (14.6)	名古屋市 (15.5)
8	浜松市 (13.6)	岡山市 (13.2)	横浜市 (15.0)	横浜市 (15.2)	仙台市 (15.6)
9	京都市 (13.7)	北九州市 (13.7)	川崎市 (15.3)	千葉市 (15.3)	川崎市 (15.8)
10	千葉市 (13.7)	福岡市 (13.8)	北九州市 (15.9)	新潟市 (15.6)	神戸市 (16.1)
11	静岡市 (13.8)	広島市 (13.8)	札幌市 (15.9)	岡山市 (15.7)	静岡市 (16.5)
12	仙台市 (14.0)	浜松市 (14.0)	名古屋市 (16.0)	北九州市 (15.7)	千葉市 (16.9)
13	川崎市 (14.1)	相模原市 (14.1)	神戸市 (16.1)	神戸市 (16.1)	福岡市 (17.0)
14	神戸市 (14.7)	堺市 (14.9)	熊本市 (16.1)	広島市 (16.1)	札幌市 (17.3)
15	札幌市 (15.2)	神戸市 (15.4)	千葉市 (16.3)	堺市 (16.3)	新潟市 (18.0)
16	新潟市 (15.6)	新潟市 (15.6)	福岡市 (16.3)	札幌市 (17.0)	熊本市 (18.4)
17	福岡市 (15.6)	札幌市 (16.3)	堺市 (17.6)	仙台市 (17.1)	北九州市 (19.2)
18	北九州市 (17.1)	静岡市 (17.1)	仙台市 (17.9)	福岡市 (17.1)	相模原市 (19.5)
19	堺市 (17.2)	大阪市 (17.1)	相模原市 (18.1)	相模原市 (17.2)	堺市 (20.0)
20	大阪市 (18.7)	千葉市 (17.1)	大阪市 (21.8)	大阪市 (19.3)	大阪市 (21.0)

※自殺死亡率の低い順 ※ () 内は自殺死亡率

※ 厚生労働省「人口動態統計」から作成。

(4) 令和 4 年中における自殺の概要

ア 京都市 ○ 自殺者数：R3 209 人→ R4 207 人（対前年比：-0.9%）
 （内訳）男性：125 人（対前年比：-6 人） 全体の 60.4%
 女性：82 人（対前年比：+4 人） 全体の 39.6%
 ○ 自殺死亡率：R3 14.4→ R4 14.3（20 指定都市の中で 4 番目に低い）

イ 全 国 ○ 自殺者数：R3 20,291 人→ R4 21,252 人（対前年比：4.7%増）
 （内訳）男性：14,362 人（対前年比：+854 人） 全体の 67.6%
 女性：6,890 人（対前年比：+107 人） 全体の 32.4%
 ○ 自殺死亡率：R3 16.5→ R4 17.4

<参考> 地域自殺実態プロファイルから見える本市の自殺の特徴

(1) 指標ごとの自殺死亡率と全自治体におけるランク

H30～R4 合計	京都市 指標値	ランク	全国 指標値
総数	14.4	—	16.3
男性	19.5	—	22.7
女性	9.9	—	10.1
20 歳未満	2.9	★	3.1
20 歳代	17.8	—	17.9
30 歳代	13.5	—	17.1
40 歳代	16.7	—	18.6
50 歳代	17.8	—	21.6
60 歳代	14.9	—	17.4
70 歳代	18.4	—	19.5
80 歳以上	16.3	—	20.6
若年者(20～39 歳)	15.6	—	17.5
高齢者(70 歳以上)	17.5	—	20.0
勤務・経営 ^{注)}	11.6	—	14.3
無職者・失業者 ^{注)}	27.1	—	34.9

注) 個別集計に基づく 20～59 歳を対象とした自殺死亡率

★ランクは全市区町村中、上位 20～40%に入ることを示す。

		京都市 自殺率	全国 自殺率
男性	20 歳未満	4.06	3.94
	20 歳代	24.90	24.26
	30 歳代	17.17	24.40
	40 歳代	23.21	26.29
	50 歳代	25.91	30.44
	60 歳代	17.87	23.96
	70 歳代	24.09	26.23
	80 歳以上	25.49	34.32
女性	20 歳未満	1.67	2.72
	20 歳代	10.87	12.12
	30 歳代	9.93	9.91
	40 歳代	10.55	11.12
	50 歳代	10.17	13.04
	60 歳代	12.11	11.01
	70 歳代	13.87	12.86
	80 歳以上	11.23	12.63

※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2023)」

(2) 性別・年代別・職業の有無で分類した自殺者数（不詳の数を除く。）の上位 5 区分

H30～R4 合計	男性		女性	
	京都市	全国	京都市	全国
1 位	70 歳代無職	40 歳代有職	70 歳代無職	70 歳代無職
2 位	50 歳代有職	70 歳代無職	60 歳代無職※ ¹ ・ 80 歳以上無職※ ¹	80 歳以上無職
3 位	40 歳代有職	50 歳代有職		60 歳代無職
4 位	20 歳代無職	80 歳以上無職	40 歳代無職	50 歳代無職
5 位	40 歳代無職※ ¹ ・ 80 歳代無職※ ¹	30 歳代有職	50 歳代無職	40 歳代無職

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2023)」から作成。 ※¹同数

(3) 若年者関連

全国と比較した本市の児童・生徒等の自殺者数及び自殺割合について

	京都市（H30～R4 合計）		全国（H30～R4 合計）	
児童・生徒等 （全年齢）	自殺者数（人）	割合※ ¹ （％）	自殺者数（人）	割合※ ¹ （％）
中学生以下	5	5.9	725	15.1
高校生	9	10.6	1,518	31.5
大学生	62	72.9	2,006	41.7
専修学校生等	9	10.6	564	11.7
合計	85	100	4,813	100

※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

※¹ 児童・生徒等の自殺者数の合計に占める各欄の自殺者数の割合。

(4) 中高年女性関連

全国と比較して自殺死亡率が高い区分（性別、年齢階級、同居人・職業の有無で24区分に分類）

区分	自殺者数 5年計	自殺率 (10万対)	全国 自殺率	背景にある主な自殺の危機経路の例※
女性 60歳以上有職独居	5	10.2	7.7	死別・離別＋身体疾患→うつ状態→自殺
女性 60歳以上無職独居	74	24.0	20.2	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示したもの。

※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

1 普及啓発・教育地域づくり（事前予防 prevention）

① 普及啓発

1	啓発イベント「ライフ in 灯〈ライト〉きょうと2023」の開催（9月8日） 京都府・こころのカフェきょうと・京都自死自殺相談センターとの4者共催で、パネル展示や遺族の思いの発信、LEDろうそく点灯などを行った。
2	市民を対象とした講演会 ○ゲートキーパー養成研修（8月30日開催 参加113名） （こころの健康講座と兼ねて実施） 「知っておきたい、うつ病のこと～誰かのゲートキーパーになるために～」 ○アルコールと健康を考えるセミナー（10月7日開催 参加92名） 「依存症 知れば知るほど じぶんごと～いま、若者とともに考える～」 ○依存症市民講座（1月31日 参加92名） 「依存するところとからだ～依存症について知ろう～」
3	電子媒体による情報発信 ○ホームページ、フェイスブック、行政情報放映用モニター等を活用した「自殺予防啓発ムービー」の放映、「ストレスマウンテン京都市版」等による啓発、検索連動型広告・TikTok 広告等を活用した相談窓口情報の発信 ○LINE公式アカウント「われらは京都市ゲートキーパーズ」からの情報配信 ○「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT からの情報発信
4	きょう いのち ほっとブック事業（9月）市内20図書館
5	各区こころのふれあいネットワーク事業による自殺予防についての啓発
6	国保だより掲載「コロナとこころの健康」（令和5年度号）20万世帯に配布
7	アルコール・薬物依存症者対策の推進 講演会・研修会の実施（再掲）、自助グループの支援

② 人材育成・教育

1	ゲートキーパー養成等のための研修 ・市民を対象とした研修（113人） ・市職員を対象とした研修（592人） （うち、ゲートキーパーe-ラーニング研修（325人）） ・その他の関係機関等を対象とした研修（428人） ※12月末まで
2	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施（市内全域で1回） （8月31日 参加32名）
3	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G-Pネット）」の実施（1回） （2月3日伏見医師会と共催で開催 参加23名）
4	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修 （12月1日 参加52名）
5	大学と連携した教職員の研修等 若者のこころに寄り添う支援者への研修会（8月25日 参加70名）
6	京都いのちの電話相談員養成事業（補助） 自殺予防のための電話相談員を養成する事業への補助

③ 関係機関連携

1	京都市自殺総合対策連絡会の開催（3月18日）
2	京都市自殺総合対策庁内推進会議の開催（10月2日）
3	京都市地域自殺対策推進センターの運営
4	京のいのち支え隊への参画

2 相談支援・スクリーニング・リスクアセスメント（危機対応 intervention）

1	自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）の運営 開設時間：毎日24時間 相談件数：9,322件（自死遺族81件、自殺予防277件、その他8,964件） ※12月末まで
2	電話相談後のフォロー体制の確保 自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」で把握した、専門的な悩みを持つ市民を、適切な専門相談窓口確実に繋ぐことができる体制を確保し、相談体制の強化を図る。
3	「きょう ほっと あした〜くらしとこころの総合相談会〜」の開催 自殺総合対策連絡会に参加している団体と連携し、相談会を12回実施（定例相談年間9回、土曜相談年間3回予定）。学生及び初回相談者の予約を優先して実施。 また、昨年度から、対面相談またはオンライン相談を選択できるようにした。 来所人数：90人 相談延件数：143件 再掲オンライン相談延件数：10件 ※12月末まで
4	相談員に対する研修会 第1回相談員研修会（8月25日） 第2回相談員研修会（8月30日） 第3回相談員研修会（12月1日） 第4回相談員研修会（12月12日）
5	メール相談事業（補助）
6	「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施（市内全域で1回）（再掲）
7	一般科医・精神科医ネットワーク交流会（G-Pネット）」の実施（1回）（再掲）
8	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修（再掲）
9	京都府自殺ストップセンターと連携による相談支援 事例検討への参加（1回）※12月末まで

3 遺族支援（事後対応 postvention）

1	○「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」の開設（再掲） ○自死遺族の面接相談
2	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）への支援 ・例会（分かち合いの会）の案内 ・こころのカフェきょうと「フリースペース」への支援 （17回 参加者84名）※12月時点
3	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援・医療従事者支援者養成研修（再掲）

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和5年6月2日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

○ 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。

○ 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。

○ このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。

○ 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込むよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）

・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定

・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知等

自殺リスクの早期発見

・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究

・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報保護の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む

・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施

・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化等

自殺予防のための対応

・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す

・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実等

遺されたこどもへの支援

・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動

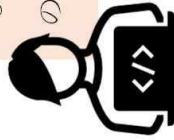
・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）

・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たった課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

○「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの。

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（こども・若者の自殺対策）

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、ＳＯＳの出し方や心の危機に陥った友人等からのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した１人１台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの²³の支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱¹⁹及びこどもの自殺対策緊急強化プラン²⁰に基づく総合的な取組を進めていく。

19 令和4年10月14日閣議決定。

20 令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関連省庁連絡会議。